令和２年第１回高松市議会定例会提出予定議案

１	令和２年度高松市一般会計予算	１６４，２００，０００千円
２	令和２年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	４５，０３８，１９９千円
３	令和２年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	６，２７７，３９４千円
４	令和２年度高松市介護保険事業特別会計予算	４１，３８８，０４５千円
５	令和２年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	５２，６６５千円
６	令和２年度高松市食肉センター事業特別会計予算	３５４，５９７千円
７	令和２年度高松市競輪事業特別会計予算	１３，４７９，５６８千円
８	令和２年度高松市卸売市場事業特別会計予算	５９８，３８８千円
９	令和２年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	１１８，４５７千円
10	令和２年度高松市駐車場事業特別会計予算	６０９，７６３千円
11	令和２年度高松市病院事業会計予算	１０，９６２，５３３千円
12	令和２年度高松市下水道事業会計予算	２０，５６７，０５３千円

13　高松市印鑑条例の一部改正について

（公布の日から施行）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、印鑑の登録の資格を見直す等のため、改正するもの

(1)　所定の要件を満たす成年被後見人は、意思能力を有する者として印鑑の登録を受けることができることとするもの

(2)　印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）が後見開始の審判を受けたことにより職権で印鑑の登録を抹消する場合は、登録者にその旨の通知をすることとするもの

14　高松市隣保館等条例の一部改正について

（Ｒ２．４．１から施行）

隣保館等の施設・設備等（以下「施設等」という。）の使用料を使用時間に応じたものに見直す等のため、改正するもの

(1)　隣保館等の施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更する場合は、市長の許可を受けることを明確に規定するもの

(2)　使用の許可をしないことができる場合を規定するもの

(3)　使用の許可後において、許可を取り消し、若しくは使用を停止させ又は許可に付した条件を変更することができる場合を規定するもの

(4)　使用料の額を使用時間に応じたものに見直すとともに、既納の使用料は市長が特別の理由があると認める場合以外は返還しないこととするもの

	現　行		改正後	
１回	１，１００円	→	午前９時から午後１時まで	５５０円
			午後１時から午後５時まで	５５０円
			午前９時から午後５時まで	１，１００円
			冷暖房装置	使用料の２分の１の額

(5)　市長は、隣保館等への入館を拒み、又は隣保館等からの退館を命ずることができることとするもの

(6)　隣保館等の入館者又は使用者が、損害の賠償をする場合を定めるもの

(7)　所要の経過措置を講じるもの

15　職員の服務の宣誓に関する条例及び高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため、改正するもの

(1)　職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

ア　会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができることとするもの

イ　所要の規定整備をするもの

(2)　高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の一部改正

ア　給料を支給される職員に係る補償基礎額については、地方公務員災害補償法第２条第４項に規定する平均給与額の例により、実施機関が市長と協議して定める額とするもの

イ　所要の経過措置を講ずるもの

16　高松市国民健康保険条例の一部改正について

（Ｒ２．４．１から施行
(3)は、公布の日から施行）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

(1)　国民健康保険料の基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

	現　行		改正後
基礎賦課限度額	６１万円	→	６３万円
介護納付金賦課限度額	１６万円	→	１７万円

※後期高齢者支援金等賦課限度額は据置き

(2)　国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（以下「被保険者均等割額等」という。）の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するもの

ア　被保険者均等割額等の５割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現　行　３３万円 ＋ ２８万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

↓

改正後　３３万円 ＋ ２８万５千円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

イ　被保険者均等割額等の２割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現　行　３３万円 ＋ ５１万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

↓

改正後　３３万円 ＋ ５２万円 ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

(3)　改元に伴う所要の規定整備をするもの

(4)　適用する保険料の年度についての経過措置を講ずるもの

17　高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正について

（Ｒ２．４．１から施行）

社会福祉法及び児童福祉法の一部改正に伴い、改正するもの

(1)　この条例の根拠となる社会福祉法の規定を加えるもの

(2)　社会福祉法第２条第３項第８号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設の基準を「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」とするもの

(3)　放課後児童支援員に係る研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員に必要な資格等を有し、当該研修を修了することを予定している者については、本市の実情を考慮して、放課後児童支援員とするもの

(4)　所要の規定整備をするもの

18　高松市市民福祉金支給条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

敬老祝金の支給を廃止することに伴い、改正するもの

⑴　敬老祝金の支給を廃止することに伴い、所要の規定整備をするもの

⑵　所要の経過措置を講ずるもの

19　高松市健やか子ども基金条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市健やか子ども基金を令和２年度以降についても継続して設置するため、改正するもの

⑴　高松市健やか子ども基金について、令和２年度以降についても継続して設置するため、失効に係る規定を削るもの

20　高松市子ども・子育て条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、子どもの貧困対策に係る規定を見直すため、改正するもの

⑴　市は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策の推進に取り組むものとするもの

21　高松市動物愛護管理員設置条例の制定について

〔Ｒ２．６．１から施行〕

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるための職員として動物愛護管理員を置くため、制定するもの

⑴　動物愛護管理員の設置について定めるもの

⑵　動物愛護管理員の要件について定めるもの

22　高松市手数料条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、改正するもの

⑴　引用条項を整備するもの

23　高松市旅館業法施行条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

旅館業の施設の浴室の衛生管理に係る措置の基準を見直す等のため、改正するもの

⑴　浴室の衛生管理に係る措置の基準を見直すもの

ア　気泡発生装置等を浴槽に設けている場合、その適切な管理について定めるもの

イ　循環式浴槽を設けている場合の集毛器について、毎日消毒を行うこととするもの

ウ　シャワーを設けている場合に講ずべき措置について定めるもの

⑵　所要の規定整備をするもの

24　高松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

公衆浴場における衛生等に係る措置の基準を見直す等のため、改正するもの

⑴　衛生等に係る措置の基準を見直すもの

ア　気泡発生装置等を浴槽に設けている場合、その適切な管理について定めるもの

イ　循環式浴槽を設けている場合の集毛器について、毎日消毒を行うこととするもの

ウ　シャワーを設けている場合に講ずべき措置について定めるもの

エ　男女で混浴させることができる年齢の上限を１２歳から１０歳に引き下げるもの

⑵　所要の規定整備をするもの

25　高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

〔Ｒ２．６．１から施行〕

食品衛生法（以下「法」という。）の一部改正により、公衆衛生上必要な措置の基準は食品衛生法施行規則で定めることとなったことに伴い、改正するもの

⑴　法の一部改正に伴い、公衆衛生上講ずべき措置の基準を削るもの

⑵　所要の経過措置を講ずるもの

26　高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

分べん介助料の上限額を見直す等のため、改正するもの

⑴　分べん介助料の上限額を１５万円から２０万円に引き上げるもの

⑵　引用条項の整備をするもの

27　高松市企業誘致条例の一部改正について

（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行
(2)は、公布の日から施行）

情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの

(1)　情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

(2)　改元に伴う所要の規定整備をするもの

28　高松市森林整備事業基金条例の一部改正について

（公布の日から施行）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、森林環境譲与税を活用し、森林の整備及びその促進に関する施策を実施するため、改正するもの

(1)　基金の設置目的を見直すもの

(2)　基金の積立額について定めるもの

(3)　所要の規定整備をするもの

29　高松市中央卸売市場業務条例の一部改正について

〔Ｒ２．６．２１から施行〕

卸売市場法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、高松市中央卸売市場（以下「市場」という。）に関し、規制の見直しをするため、改正するもの

⑴　総則

ア　用語の意義を定めるもの

イ　部類の設置及び取扱品目の所属について定めるもの

ウ　開場の時間を変更するもの

現　行		改正後
午前３時～午後５時	→	午前零時～午後１２時

エ　市場の運営方針等について定めるもの

⑵　卸売業者

ア　卸売業務を行うための施設使用許可について定めるもの

イ　許可の期間等について定めるもの

ウ　許可の基準について定めるもの

エ　保証金の取扱いを変更するもの

オ　せり人の登録制を廃止し、卸売担当者の届出制に変更するもの

カ　変更等の届出について定めるもの

キ　事業報告書の提出等について定めるもの

ク　許可の取消しについて定めるもの

⑶　仲卸業者

ア　業務の許可制を施設の使用許可制に変更するもの

イ　許可の期間等について定めるもの

⑷　売買参加者

ア　売買参加者の承認制を届出制に変更するもの

⑸　買出人

ア　買出人の届出について定めるもの

イ　変更等の届出について定めるもの

⑹　関連事業者

ア　関連事業の業種の制限を廃止するとともに、業務の許可制を施設の使用許可制に変更するもの

イ　許可の期間等について定めるもの

ウ　変更等の届出について定めるもの

⑺　売買取引及び決済の方法

ア　卸売業者が行う卸売の売買取引の方法について、相対取引に係る制限を廃止し、原則としてせり売若しくは入札の方法又は相対売若しくは定価売のいずれかの方法によることとするもの

イ　卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の制限を廃止し、卸売業者は当該卸売の結果の届出を行い、市長は当該届出に基づき指導助言を行うこととするもの

ウ　卸売業者の市場外にある物品の卸売に係る規制を廃止し、卸売業者は当該物品の保管施設及び当該卸売の結果の届出を行い、市長は当該結果の届出に基づき指導助言を行うこととするもの

エ　卸売業者による売買取引の条件の公表について定めるもの

オ　仲卸業者の卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る制限を廃止し、卸売業者は当該引受け又は買付けに係る物品の販売結果の届出を行い、市長は当該届出に基づき指導助言を行うこととするもの

カ　卸売業者等に係る規制を廃止するもの

キ　売買の差止め等の売買取引の制限を廃止するもの

(8)　物品の品質管理

ア　章名を変更するもの

現　行		改正後
卸売の業務に関する品質管理	→	物品の品質管理

(9)　市場施設の使用

ア　規則で定める者に係る関連事業者市場使用料及び関連事業者売場使用料を削るもの

(10)　監督

ア　取引参加者及び関連事業者に対する市長の監督について定めるもの

イ　卸売業者の財産並びに卸売業者及び仲卸業者以外の取引参加者の業務等又は会計に関し、市長が改善措置命令を行うことができることとするもの

ウ　卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者に対し、市長が入場停止命令等の監督処分を行うことができることとするもの

(11)　市場開設運営協議会

ア　取引委員会を廃止するもの

イ　庶務について定めるもの

(12)　雑則

ア　卸売業務の代行に関する規定を削るもの

(13)　引用条項を整備するもの

(14)　所要の規定整備をするもの

(15)　所要の経過措置を講ずるもの

30　高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部改正について

〔Ｒ２．６．２１から施行〕

卸売市場法（以下「法」という。）の一部改正及び香川県の卸売市場法施行条例の廃止に伴い、高松市公設花き地方卸売市場（以下「市場」という。）に関し、規制の見直しをするため、改正するもの

⑴　総則

ア　用語の意義を定めるもの

イ　開場の時間を変更するもの

現　行		改正後
午前３時～午後５時	→	午前零時～午後１２時

エ　市場の運営方針等について定めるもの

⑵　卸売業者

ア　卸売業務を行うための施設使用許可について定めるもの

イ　許可の期間等について定めるもの

ウ　許可の基準について定めるもの

エ　保証金の取扱いを変更するもの

オ　せり人の届出制を卸売担当者の届出制に変更するもの

カ　変更等の届出について定めるもの

キ　事業報告書の提出等について定めるもの

ク　許可の取消しについて定めるもの

⑶　仲卸業者

ア　業務の承認制を施設の使用許可制に変更するもの

イ　許可の期間等について定めるもの

⑷　売買参加者

ア　売買参加者の承認制を届出制に変更するもの

⑸　買出人

ア　買出人の届出について定めるもの

イ　変更等の届出について定めるもの

⑹　関連事業者

ア　関連事業の業種の制限を廃止するとともに、業務の許可制を施設の使用許可制に変更するもの

イ　許可の期間等について定めるもの

ウ　変更等の届出について定めるもの

⑺　売買取引及び決済の方法

ア　卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の制限を廃止し、卸売業者は当該卸売の結果の届出を行い、市長は当該届出に基づき指導助言を行うこととするもの

イ　卸売業者の市場外にある物品の卸売に係る規制を廃止し、卸売業者は当該物品の保管施設及び当該卸売の結果の届出を行い、市長は当該結果の届出に基づき指導助言を行うこととするもの

ウ　卸売業者による売買取引の条件の公表について定めるもの

エ　仲卸業者の卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る制限を廃止し、卸売業者は当該引受け又は買付けに係る物品の販売結果の届出を行い、市長は当該届出に基づき指導助言を行うこととするもの

オ　卸売業者等に係る規制を廃止するもの

カ　売買の差止め等の売買取引の制限を廃止するもの

⑻　物品の品質管理

ア　章名を変更するもの

現　行		改正後
卸売の業務に関する品質管理	→	物品の品質管理

⑼　市場施設の使用

⑽　監督

ア　取引参加者及び関連事業者に対する市長の監督について定めるもの

イ　卸売業者の財産並びに卸売業者及び仲卸業者以外の取引参加者の業務等又は会計に関し、市長が改善措置命令を行うことができることとするもの

ウ　卸売業者、仲卸業者及び売買参加者以外の取引参加者に対し、市長が入場停止命令等の監督処分を行うことができることとするもの

⑾　所要の規定整備をするもの

⑿　所要の経過措置を講ずるもの

31　高松市スポーツ施設条例の一部改正について

（Ｒ２．４．１から施行）

高松市香川町川東体育館の廃止に伴い、改正するもの

⑴　スポーツ施設を列記する表から高松市香川町川東体育館に係る規定を削るもの

⑵　高松市香川町川東体育館の使用料の額を定める表を削るもの

32　高松市豊かな住まいづくり条例の制定について

〔公布の日から施行〕

本市の目指すコンパクトで持続可能なまちづくりに向け、市、市民及び住宅関連事業者が住宅に関する施策の方向性を共有して取り組むことにより、良好な住環境を形成し、豊かな住まいづくりを推進するため、制定するもの

⑴　前文を置くもの
⑵　目的について定めるもの
⑶　用語の意義を定めるもの
⑷　基本理念について定めるもの
⑸　市の役割と責務について定めるもの
⑹　市民及び住宅関連事業者の役割と責務について定めるもの
⑺　住生活基本計画の策定について定めるもの
⑻　住宅ストックの質の向上について定めるもの
⑼　住宅の適正な管理について定めるもの
⑽　良好な住環境の形成について定めるもの
⑾　入居の機会等を制限しない住宅の供給の促進について定めるもの
⑿　高齢者等の住替え時の支援について定めるもの
⒀　市営住宅の管理運営について定めるもの
⒁　居住誘導施策について定めるもの
⒂　都市景観及び緑の保全について定めるもの
⒃　地域コミュニティの再生について定めるもの
⒄　子育て支援について定めるもの
⒅　移住者の定住の促進について定めるもの
⒆　委任について定めるもの

33　高松市建築基準法施行条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

建築基準法施行令の一部改正に伴い、敷地内に設けなければならない通路の幅員の合理化を図る等のため、改正するもの

⑴　学校等の用途に供する建築物で小規模のものに係る敷地内に設けなければならない通路のうち、２以上の開口部が共用するものの幅員を１．５m以上から０．９m以上に緩和するもの
⑵　引用条項を整備するもの
⑶　所要の規定整備をするもの

34　高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

〔Ｒ２．７．２７から施行〕

都市計画が変更されることに伴い、特定用途制限地域内における建築物の用途の制限を変更するため、改正するもの

⑴　幹線沿道型地域が幹線沿道Ⅰ型地域及び幹線沿道Ⅱ型地域に分けられることから、所要の規定整備をするもの

⑵　特定用途制限地域のうち幹線沿道Ⅱ型地域における店舗、飲食店等については、その用途に供する部分の床面積の合計が１，５００㎡を超えるものは建築できないこととするもの

⑶　特定用途制限地域のうち一般・環境保全型地域における店舗、飲食店等については、その用途に供する部分の床面積の合計が５００㎡を超えるものは建築できないこととするもの

35　高松市市営住宅条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

市営住宅を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、市営住宅の入居に必要となる連帯保証人の要件を見直す等のため、改正するもの

⑴　連帯保証人の人数を２人から１人に減ずるもの

⑵　連帯保証人の居住地要件等を撤廃するもの

⑶　民法の一部改正に伴い、連帯保証人は規則で定める極度額の限度内で連帯して保証しなければならないこととするもの

⑷　民法の一部改正に伴い、敷金は未履行の債務の弁済に充てることができることを定めるもの

⑸　公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の明渡し請求を行ったときに徴収する金銭のうち、近傍同種の住宅の家賃の額と市営住宅の使用料の額との差額に係る利息を年５パーセントの割合から法定利率に変更するもの

⑹　所要の規定整備をするもの

36　高松市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

地方自治法の一部改正に伴い、改正するもの

⑴　引用条項を整備するもの

37　高松市消防団条例の一部改正について

〔Ｒ２．４．１から施行〕

消防団員のうち基本団員は消防団活動の休止をすることができることとするため、及び消防団員に対する報酬の支給要件等を見直すため、改正するもの

⑴　消防団員のうち基本団員は、一定期間、消防団活動の休止をすることができることとするもの

⑵　消防団員に対する報酬の支給要件並びに報酬及び費用弁償の支給時期を見直すもの

38　瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と小豆島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

⑴　地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を加えるもの

39　瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と三木町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

⑴　地域資源を活用した地域経済の裾野拡大等を加えるもの

40　瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と直島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

⑴　地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を加えるもの

41　瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と綾川町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

⑴　土地利用を加えるもの

42　男木辺地に係る総合整備計画の策定について

男木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するもの

43　包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

⑴　契約金額　１０，０９２，５００円を上限とする額

⑵　相 手 方　石　川　千　晶（公認会計士）

44　高松市の区域内に新たに生じた土地の確認について

香川県が港湾関連用地及び道路用地として造成した埋立地を確認するもの

⑴　埋立場所

高松市朝日新町１番３及び１番１０の地先公有水面

⑵　埋立面積

３５，４５４．２３㎡

45　町の区域の変更について

前記埋立地を朝日新町の区域に編入するもの

46　工事請負契約について

本庁舎低圧配電設備等更新工事

⑴　契約の方法　　一般競争入札

⑵　契 約 金 額　　３１４，６００，０００円

⑶　相　手　方　　四電工・讃州電気工事特定建設工事共同企業体

47　女木辺地に係る総合整備計画の策定について

女木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するもの

48　路線の廃止について

新県立体育館整備に向け、計画地内の市道１路線を廃止するもの

・港頭中央２号線

49　路線の認定について

寄附採納に伴い、市道１０路線を認定するもの

・新北町１０３号線ほか９路線

50　路線の変更について

新県立体育館整備に向け、計画地内の市道１路線を変更するもの

・港頭東１号線